

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 8 月 29 日現在

機関番号：33923

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03293

研究課題名(和文) 海洋の生物多様性保全に関する国際法一制度の複合的・重層的連関と調整の実証研究

研究課題名(英文) International Law on preservation of marine biodiversity- an empirical research on multilayered relationships and on the coordination among the legal systems.

研究代表者

富岡 仁 (Tomioka, Masashi)

名古屋経済大学・人間生活科学部管理栄養学科・教授

研究者番号：00126880

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、海洋の生物多様性の保全を統合的に可能とする海洋秩序のあり方について探求した。研究の対象が、多様な資源(生物資源・鉱物資源・遺伝子資源など)に及び、またそれらの存在する地域(領海・公海・深海底など)が異なるので、多くの関係する条約などの国際的合意を分析し、その有効性について検討した。また、そうした国際的合意を実施する方策(海洋保護区など)について検討するとともに、北東アジア地域における地域の実施にむけての韓国との共同研究をおこなった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to investigate the international order of the sea to realize a consolidated preservation of the marine biodiversity. As the objects of this research includes various resources(living resources, mineral resources, genetic resources etc.)and they can be found in various places (territorial sea, high seas, deep-seabed area etc.), we find it necessary to analyze many related international agreements and considered their effectiveness. We have also considered how such international agreements can be enforced (such as in the marine protected areas). The joint symposium with the Korea Institute of Science and Technology on the regional implementation of the related treaties in the North-East Pacific area was held in July 2017 in Nagoya.

研究分野：国際法

キーワード：生物多様性保全 海洋保護区 生物多様性条約 海洋遺伝子資源 深海底資源開発 国連海洋法条約

## 1. 研究開始当初の背景

国連海洋法条約(UNCLOS)や生物多様性条約(CBD)の成立を背景として、海洋の生物多様性をいかに保全すべきかの議論・研究がとりわけ 21 世紀になり活発になってきている。本研究は、そうした視点からの先行研究「海洋の生物多様性保全の国際法 海洋法と環境法の統合的アプローチの探求(2009年基盤研究B・研究代表者・田中則夫)および「海洋の生物多様性保全に関する国際法 普遍と地域の制度連関と相互調整の実証研究(2013年基盤研究B・研究代表者・田中則夫)をふまえて行われるものであり、研究代表者・分担者は基本的に同一である。

## 2. 研究の目的

海洋の生物多様性保全の問題は、これまで海洋法制度と生物多様性条約体制をめぐる問題としてそれぞれ検討が進められてきており、また、そうした制度間の調整が、地域的な条約や機関の下において、さらに、国際海事機関や国連食糧農業機関などの国際機関においてなされてきており、それらをめぐる国家実行・条約実行が多様な側面において着実に蓄積されてきている状況にある。本研究はそうした海洋の生物多様性の保全に関する複合的、重層的な国際法制度間の相互連関と調整の動態を、そしてそれに伴う国際法の諸問題について実証的に解明し、それらをふまえて海洋の生物多様性保全のための統合的な海洋秩序のあり方を探求するものである。

## 3. 研究の方法

この研究目的の達成のために、海洋法が本研究の主題との関係で変容を迫られ、かつ、実行の蓄積が進行している、3つの分野(海洋保護区(MPA)、遺伝資源を含む海洋生物資源管理、陸域起因海洋汚染)を主たる素材として、そうした国際制度が、生物多様性保全という新たな要請に対応して国連海洋法条約制度の下で統合的に実現しつつある過程を明らかにする。特に、地中海と北東大西洋の2地域に焦点をあて、普遍と地域の制度間の相互連関と調整による海洋法秩序形成に伴う国際法の諸問題を実証的に解明し、そこに存在する国際法の形成と実施のダイナミズムを明らかにすることにより、生物多様性保全の要請に応える今後の海洋秩序のあり方を探求し、特に、北東アジア海域における生物多様性保全の地域的制度のあり方についても探求する。

## 4. 研究成果

本研究により、生物多様性保全の観点からの UNCLOS と CBD の間ならびにこれら 2 条約とそれ以外の国際機関、地域的制度との間の相互連関と調整の動態を明らかにすることができ、そうした諸々の制度間の相互連関と調整による海洋法秩序形成に伴う国際

法の諸問題を解明した。そうした研究成果を基に、海洋の生物多様性保全の要請を統合した海洋秩序のあり方を示すとともに、その具体化の 1 つとして、韓国の海洋科学技術院(KIOST)との共同研究に基づき、日本周辺の北東アジア地域における地域的制度についての基本的構想を得た。それらについては、以下のすでに発表された研究成果に加えて、近々に書籍として刊行する予定である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 18 件)

- (1) 都留康子「国連海洋法条約と日本外交」『グローバル・ガバナンス学』第 1 巻、査読無、2018 年、pp. 221 - 235。
- (2) 高村ゆかり「環境分野の国際立法 その特質と課題」『法律時報』89 巻 10 号、査読無、2017 年、pp. 63-69。
- (3) Yuki MORINAKA and Yukari TAKAMURA, "Recent Developments in Japanese Implementation of Nagoya Protocol" 『立命館国際地域研究』第 46 号、査読無、2017 年、pp. 13 - 23。
- (4) 高村ゆかり「パリ協定 その特質と課題」『公衆衛生』Vol.81 No.12 2017 December、査読無、2017 年、966 - 972。
- (5) 高村ゆかり「パリ協定は世界を変えつつある」『世界』2018 年別冊、査読無、2018 年、pp. 94 - 102 .
- (6) 富岡仁「国際海運からの温室効果ガス(GHG)の排出規制 政府間海事機関(IMO)と地球温暖化の防止」『21 世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、査読有、2016 年、pp. 249-278
- (7) 高村ゆかり「パリ協定における義務の差異化 共通に有しているが差異のある責任原則の動的適用への転換 - 」『21 世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、査読有、2016 年、pp. 228-248。
- (8) 高村ゆかり「生物多様性条約上の義務履行における裁量の範囲」『ジュリスト 4 月臨時増刊・1492 号』査読無、2016 年、pp. 284-285。
- (9) 加々美康彦「北西ハワイ諸島における海洋保護区の系譜 海洋法条約第 121 条の解釈と実際」『21 世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、査読有、2016 年、pp. 301-337。
- (10) 河鍊洙「深海底資源開発をめぐる国際法上の検討課題について - 国際海底機構 (ISA)の活動を中心に - 」『21 世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、査読有、2016 年、pp. 417-437 4。
- (11) 都留康子「海洋生物資源の環境問題化 NGO は国際交渉にどこまで関与できるのか - 」『21 世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、査読有、2016 年、pp. 281-300。
- (12) 都留康子「南シナ海紛争の法と政治 仲

裁裁判は何をもたすのか」『法学新報』第 123 巻 5・6 号、査読無、2017 年、pp. 361-382。

(13) 河鍊汰「韓国の海洋関連法制史」『龍谷法学』48 巻 1 号、2015 年、査読無、pp. 417-444。

〔学会発表〕(計 31 件)

(1) 高村ゆかり「パリ協定と変わる政界の潮流」朝日新聞社・名古屋大学大学院環境学研究科主催シンポジウム「脱炭素革命と ESG 投資～パリ協定が変えるビジネス」2018 年。

(2) Yukari TAKAMURA, “Climate and Energy Nexus in a Global Context: Paris Agreement and Energy Transition” Japan-Australia Energy Dialogue”(国際学会) 2018 年。

(3) 都留康子「環境法に浸潤される海洋法 BBNJ に見られる CBD の影響」国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用」に関するシンポジウム(招待講演) 2018 年。

(4) 加々美康彦「小さな沖の鳥島の大きな未来 南シナ海仲裁判決をこえて」第 12 回沖の鳥島フォーラム、東京国際フォーラム(招待講演) 2018 年。

(5) 高村ゆかり「国際環境法の現代的展開とその課題 グローバル化の観点から」2017 年度世界法学会研究大会(招待講演) 2017 年。

(6) 高村ゆかり「パリ協定 その特質と課題」環境法政策学会 2017 年度学術大会(招待講演) 2017 年。

(7) Yukari TAKAMURA, “The Paris Agreement and Energy-Climate Policies in Japan” ,21<sup>st</sup> REFORM Group Meeting(招待講演)(国際学会) 2017 年。

(8) Yukari TAKAMURA, “Long-Term Strategy toward De-carbonization: From the Japanese Perspective” ,GEA2017(招待講演)(国際学会) 2017 年。

(9) Yukari TAKAMURA, “Social Transformation toward decarbonized and sustainable development and employment(Rengo)” ,COP23 Side Event: Environmental Policy and Employment organized by The Japanese Trade Union Confederation(Rengo)(招待講演)(国際学会) 2017 年。

(10) 高村ゆかり「パリ協定と変わる政界の潮流」朝日新聞社・名古屋大学大学院環境学研究科主催シンポジウム「脱炭素革命と ESG 投資～パリ協定が変えるビジネス」2018 年。

(11) 加々美康彦「岐路に立つ太平洋島嶼国の海洋管理 最近の国際法の発展に照らして」太平洋諸島学会設立 5 周年記念大会シンポジウム(招待講演) 2017 年。

(12) Yukari TAKAMURA, “Climate Changes and Law of the Sea – A New Role for the Tribunal ?” ,International symposium ‘ITROS at 20: Looking into the

Future’ organized by the International Tribunal for the Law of the Sea(招待講演) 2017 年。

(13) Yuki MORINAKA and Yukari TAKAMURA, “Recent Developments in Japanese Implementation of the Nagoya Protocol” , Korea-Japan Conference on the Nagoya Protocol(招待講演)2017 年。

(14) Yukari TAKAMURA, “Japanese Legal Regime for Offshore Wind” ,International Conference on Comprehensive Legal Framework for the Development of Offshore Wind Power Around the World(Howard Civil Service International House)(招待講演)(国際学会) 2016 年。

(15) 加々美康彦「ポスト南シナ海仲裁の国境離島管理政策」日本海洋政策学会第 8 回年次大会パネルディスカッション、2016 年。

(16) 加々美康彦「国家管轄権外区域に設定される海洋保護区 現状と課題 -」国際法学会 2016 年度研究大会、2016 年。

(17) Yukari TAKAMURA, “Global Multilateral BS mechanism under the Nagoya Protocol and negotiation on BBNJ under the UN” ,Korea-Japan Conference on the Nagoya Protocol(国際学会) 2016 年。

(18) 加々美康彦・茅根創「遠隔離島をめぐる国際的な状況と課題 利用、保全そして連携」第 10 回沖の鳥島フォーラム、2016 年。

(19) 加々美康彦「国家管轄権外区域に設定された海洋保護区 事例研究」第 4 回 BBNJ 研究会(日本海洋法研究会) 2016 年。

(20) Yukari TAKAMURA “Interlinkage and Coordination between regimes: Towards a more effective air quality control” ,Montevideo Programme Environmental Law Seminar ‘Laws to regulate air pollution and protecting the Planet’s atmosphere’ organized by the UNEP(国際学会) 2015 年。

(21) Yasuko TSURU, “Areas Beyond National Jurisdiction: Managing Biodiversity” ,Law of the Sea Institute 50<sup>th</sup> Anniversary Conference(国際学会) 2015 年。

〔図書〕(計 2 件)

(1) 大塚直・北村喜宣・高村ゆかり・島村健 『ベーシック環境六法(七訂)』第一法規、2016 年、1054 頁。

(2) 松井芳郎・富岡仁・坂元茂樹・薬師寺公夫・桐山孝信・西村智明編 『21 世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、2016 年、477 頁。

〔その他〕

ホームページ等

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

富岡 仁 (TOMIOKA, Masashi)  
名古屋経済大学・人間生活科学部・教授  
研究者番号：00126880

### (2)研究分担者

高村ゆかり (TAKAMURA, Yukari)  
名古屋大学・大学院環境学研究科・教授  
研究者番号：70303518

### (3)研究分担者

加々美康彦 (KAGAMI, Yasuhiko)  
中部大学・国際関係学部・教授  
研究者番号：30449889

### (4)研究分担者

都留康子 (TSURU, Yasuko)  
上智大学・総合グローバル学部・教授  
研究者番号：30292999

### (5)研究分担者

河鍊沫 (HA, Younsu)  
北海道教育大学・教育学部・教授  
研究者番号：50435989